

災害時等における支援協力に関する協定書

大阪市（旭区役所）（以下「甲」という。）とスターライト工業株式会社（以下「乙」という。）は、安全安心なまちづくりを実現するため、災害発生時や平常時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所の設営等に必要な物資の調達に関することや、平時における相互連携に関して必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の範囲）

第2条 甲が、乙に要請できる範囲は、次に掲げる内容とする。

- （1）災害対応に必要な資機材の提供
- （2）災害応急対策に必要な物資の供給
- （3）防災教育や防災イベントの実施に際し、防災意識の啓発や必要な物資の支援
- （4）その他、甲が安全安心なまちづくりの実現や災害対応に必要と認め、かつ乙が提供できる労務などの事項

（協力要請及び手続き）

第3条 甲は、災害時等において物資の調達が必要となった場合には、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときには、特段の事情が無い限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、甲にその旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

2 乙は、物資の運搬終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により、甲にその旨を報告するものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(物資の代金等)

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

3 第4条の物資の引渡しについて、乙が当該引渡場所までの運搬に係る通常要した費用は、甲に請求できる。

4 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(情報交換等)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災教育や防災イベントへの協力)

第8条 乙は、甲から第2条第1項第3号に定める要請があった場合は、甲が実施する防災教育や防災イベントの実施に際し、防災意識の啓発や必要な物資の支援等に努めることとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、契約満了の3か月前までに甲乙いずれからも書面をもって相手方に対して協定終了の意思表示をしない場合は、更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各自1通を保有する。

令和7年9月1日

(甲) 大阪市旭区大宮1丁目1番17号
大阪市
協定担当者 大阪市旭区長

(乙) 大阪市旭区大宮4丁目23番7号
スターライト工業株式会社
代表取締役社長